

「はい、こちら企業の労働10番です」。最近次のご相談がありました。

—65歳になつて継続雇用制度が満了した人に、同様の条件でそのまま働いてもらつてゐる。お互に理解してるので特に

名北協会相談員日誌 124



まちかど企業の 労働110番”です

加藤社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会専門相談員

社会保険労務士 加藤正人

令和3年4月1日 高年齢者雇用安定法改正

—70歳までの就業機会確保を見据えた社内体制づくり—

に就業する能期間を延長するだけでも、そこで、それに合わせた組織制や就業規則等をくりがすめられよす。

結びたいが問題ないだろうか……？」というものの、月1日の改正において、従業員の70歳までの就業機会確保の努力義務が規定されます。こうした改正に対応するには、ただ単に就業可能な期間を延長するだけではな

の努力義務規定となっています。したがって、雇用する高年齢者が65歳を迎えるにあたって、事業主はまず高年齢者の就業確保の方法として自社に最も適した社内の仕組みづくりを計画することが必要になります。

起こしたくはないという思いもあるでしょう。

結……と、ここでは大雑把な進め方の検討となります、企業規模によつてもさまざまな展開を企画する必要があるうかと思ひます。そしてさらには、⑥どのような働き方を用意するか……も肝心です。

ただ単に期間を区切るだけでなく、必要に応じて勤務時間数や勤務日数の変更等柔軟な対応が求められることもあります。

ての「安全配慮義務」の履行であつて必要な措置となります。年齢に伴うパフォーマンスの低下は、体力の低下に他なりません。そこを注視していないと、思わぬ怪我に繋がったり、体調不良を引き起こすことも考えられます。個々の体の状態に配慮してこそ、生産性も向上するのではないでしょうか。こうした考え方を丁寧に説明し労使で合意すれば、労働条件の変更も可能となります。

ん。そこを注視していないないと、思わぬ怪我に繋がったり、体調不良を引き起こすことも考えられます。個々の体の状態に配慮してこそ、生産性も向上するのではないか。こうした考え方を「寧に説明し労使で合意すれば、労働条件の変更も可能となります。

そこでこうした措置の実施手順を考えてみます。

（一）参考事例

（二）実施手順

（三）効果

（四）課題

（五）今後の展望

（六）おわりに

れば幸いです。

(1) 社内規則改定のチームづくり（安全衛生委員会やそれに準じた組織づくり）、(2) 改定の方針策定（65歳以上の雇用の契約単位や上限年齢、契約解除条件等）、(3) 改定方針の通知（社内アナウンス）、(4) 対象労働者への健康調査（産業保健担当等か）について併せて定期後年の継続雇用者の労務管理上の実務を学ぶ「高年齢者就業確保対策セミナー」を出張団体教育（インターネット受講可）で実施しています。詳しくは、当協会総合受付（☎ 052-961-1666）までお問い合わせください。

雇用契約書も作成せず、期間制限も設けなかつた。

ところが最近、年齢のせいかパフォーマンスに問題のある人も出てきているので、今度の高年法（高年齢者雇用安定法）の改正に合わせ、期間雇用契約を引上げ、もしくは雇用継続といった従来の措置に加え、高年齢者のニーズや知識・経験などを踏まえて業務委託契約を締結するなど、雇用以外の措置を含む幅広いカタチでの就業機会確保

